

石神遺跡発掘調査(第15次) 現地説明会資料

独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 飛鳥藤原宮跡発掘調査部

※ 調査途中の資料につき転載・引用はご遠慮ください。

E-mailによる現地説明会のご案内を希望されます方は、下記までお名前・ご住所・メールアドレスをお送りください。  
asuka@nabunken.go.jp

調査期間：平成14年7月～ 調査面積：約600m<sup>2</sup>

いしがみ  
▲石袖遺跡の調査

石神遺跡は明治35・36年(1902・03)に須弥山石と石人像が掘り出されたところで、その地の小字「石神」から命名されました。奈文研は昭和56年(1981)に実施した石造物出土土地の全面調査を皮切りに、継続的に発掘調査をおこなってきました。今回はその15回目となります。

#### ◆これまでの概要と今回みつかった遺構

石神遺跡は7世紀代を通じて造営が繰り返された遺跡で、遺構は重複関係や出土遺物の年代から、大きくA～Cの3時期に分かれます。

A期 7世紀前半～奈良朝（655-661）ころ

＜昨年までの成果（図2）＞長大な建物で囲まれた西区画・東区画、石敷広場と井戸などが整然と配置されています。瀬刻台の水落遺跡ともつながっています。須弥山石や東北地方の土器の存在と、『日本書紀』の須弥山をつくって磐車らを運びました記事との関連などから、飛鳥の迎賓館ともいわれます。

＜今回の遺構（図3・4）＞建物や石組溝など明確な遺構はみつかっていません。砂と粘土の堆積が広がっており、沼のような低湿地だったと考えられます。前回までの調査区とはまったく異なる状況です。

日期 7世紀後半 王武朝 (672-686) 二三

＜昨年までの成果(図5)＞多数の建物と堀があり、北側には大型建物を逆L字形に配置しています。性格はけっこうですが、大規模な施設があつたようです。

＜今回の遺構（図3・4）＞南側に東西大溝があり、陸橋の北には池状遺構と東西溝1・南北溝1があります。池状遺構は東西9m、南北10m以上。もともと沼状だったところに盛土をして陸橋をつくりています。砂や粘土が厚く堆積しています。東西大溝は幅3m、深さは現状で最大40cm。いずれも土器、木簡など多量の遺物が出土しましたが、炭や灰、燃えさし、骨、桃の種子などと一緒にゴミとして捨てられた状況です。焼けている木簡もあります。遺構はいずれもC期の整地土で覆われていました。

C期 7世紀末 薩摩宮 (694-710) のころ

＜昨年までの成果(図6)＞南には堀で囲まれた方形区画（一辺71m）があり、その東に溝をともなう南北方向の道路が通っています。方形区画は藤原宮の東方官衙地区にある区画（66×72m）と同様な官衙的施設とみられます。整地土から<sup>とく</sup>鮮緑<sup>せんりょく</sup>が多数出土しています。



図1 周辺位置図

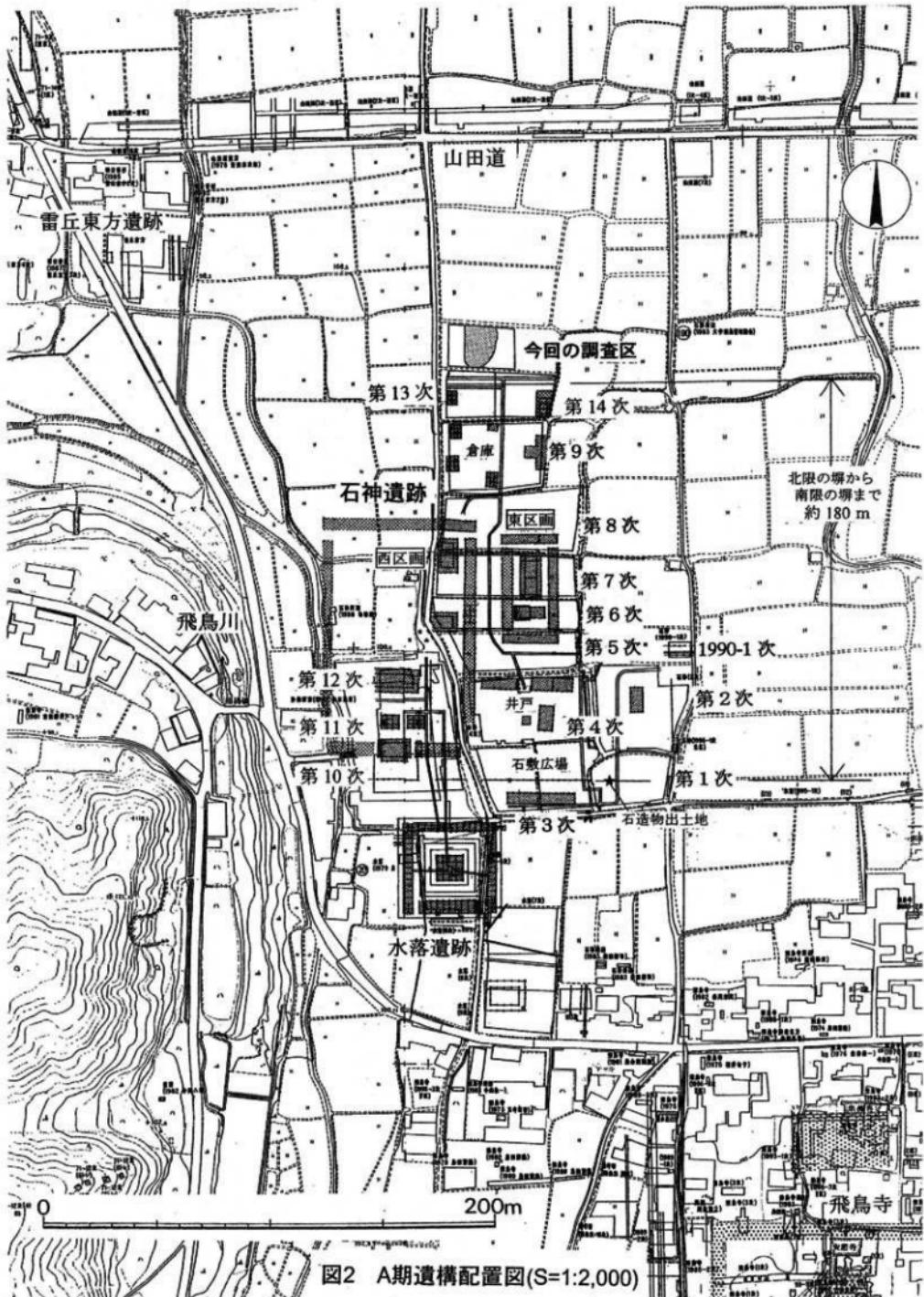
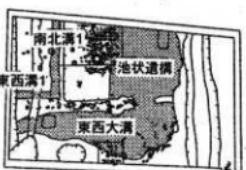


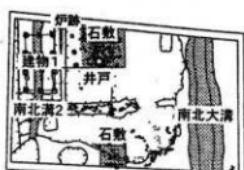
図2 A期遺構配置図(S=1:2,000)



A期（齊明朝）



B期（天武朝）



C期（藤原宮期）

図3 遺構変遷図

＜今回の遺構（図3・4）＞B期の池状遺構を埋め立てて全面的に整地し、石敷と石組井戸、南北溝2、建物1が造られます。調査区東側には南北大溝が掘られます。建物1は2間×3間の小さな南北棟建物で、南北溝2を埋めた後に造られています。南北大溝は幅4m、深さ1mの素堀溝です。過去の調査でも検出していましたが、今回の場所ではとても幅が広く、深くなっています。南北大溝からは多量の土器、木器、木簡などが出土しました。B期の池状遺構と同様、捨てられたゴミが溜まっている状況です。

#### ◆今回みつかった遺物

もっとも注目されるのは多量の木製品と木簡です。普通なら消滅してしまうこれらの遺物は、豊富な地下水によって空気から遮断されていたおかげで1,300年以上も腐らずに残っていたのです。

《土器・瓦》 最も多い遺物は土器で、石神遺跡では莫大な量を消費していたことがわかります。<sup>漆</sup>が付着した土器が多いのが特徴です。少数の<sup>漆</sup>に加えて、転用<sup>漆</sup>も多数出土しました。瓦はわずかしかありません。<sup>檜皮</sup>が多くみられるので、近辺に檜皮葺の建物があった可能性が考えられます。

《木器・金属器など》 南北大溝と、東西大溝・池状遺構の埋土から多数出土しました。木製品は<sup>竹</sup>車・<sup>形</sup>籠・曲物・<sup>漆</sup>器・匙・火つき臼・<sup>漆</sup>巻・櫛・独楽・琴柱・<sup>漆</sup>輪などがあります。金属製品は銅製人形・手斧などがあり、他に鉢石も出土しました。日常品とともに<sup>漆</sup>車、人形などの祭祀関係遺物が目立ちます。

《木簡》 南北大溝と東西大溝・池状遺構の埋土を中心に、約560点の木簡（うち削屑約370点）が出土しました。木簡の入った土は研究所に持ち帰って洗浄中であり、その数はさらに増加すると考えられます。全般的に荷札木簡が多いという特徴があります。 ＜詳細は3枚目を参照＞

#### ◆まとめ

A期、齊明朝の迎賓館といわれる施設は、昨年発掘した大きな石組東西溝と東西塙が北の端であったことを確認しました。南北の距離は埠どうしで測ると約180mです。今回の調査地は施設の外にあたり、当時は沼のような場所でした。建物群が存在する範囲がはっきりしたのは大きな成果です。

つぎのB期、天武朝ころには池状遺構と東西大溝などがつくられます。昨年みつからなかったB期の施設の北限は今回も検出されなかったので、前回と今回の調査区の間にあるのでしょうか。出土した大量の木簡はこのころの文字史料として貴重な発見といえます。木簡の内容からB期の施設の具体的な姿を再現するのは困難ですが、官衙的施設があったことは確実です。あらためて天武朝ころの石神遺跡が非常に重要な遺跡であることが明確になりました。

C期には石敷と井戸をともなう施設が南北大溝の西側に造られていますが、性格などは不明です。しかし藤原宮期にも、道路とともに何らかの施設が存在することが明らかになりました。

今後、北側の水田を発掘すればB期の池状遺構の広がりが確認されるでしょう。そこからさらに多くの遺物が出土すれば、天武朝ころの石神遺跡の実像を解き明かす手がかりが見つかるかも知れません。またC期の遺構もどのような性格の施設なのかがわかるでしょう。次年度以降の調査は、石神遺跡と小墾田兵庫、小墾田宮との関係や、古代山田道の解明などにも大きな影響をあたえるに違いありません。

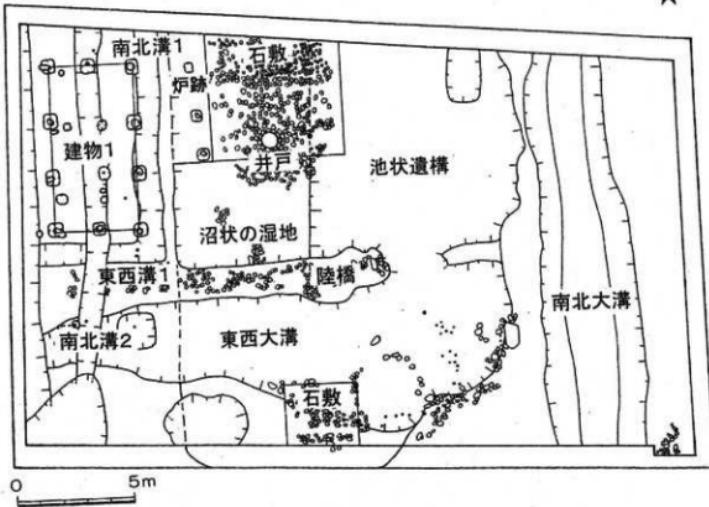


図4 遺構概略図(S=1:200)

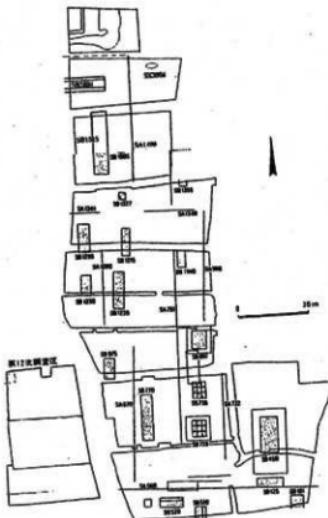


図5 B期遺構配置図

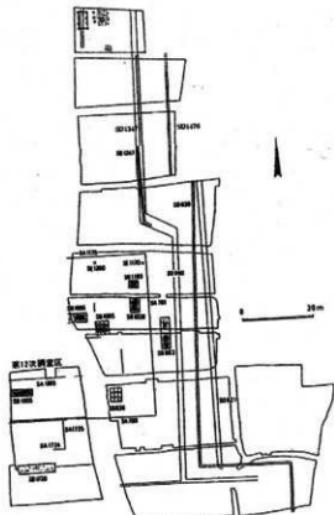


図6 C期遺構配置図

# 石神遺跡（第一五次調査）から出土した主な木簡

駄文の下の数字は、木簡の長さ・幅・厚さ（単位mm）、木簡の型式番号を意味します。

## ① (表) 御垣守□

(裏) □□□

※御垣守は「ミカキモリ」と訓読し、門や垣などの警護にあたつた兵士と考えられます。「御垣守」と書かれた木簡は南北溝2からも出土しています。ただし、木簡の用途は不明です。

## ② 大学官 □

※「大学官」は大学寮（大宝令に基づいて設置された官吏養成のための教育機関）の前身官司です。「田本書紀」天智天皇一〇年（六七一年）正月条にみえる「学職」と同一の官司だと考えられます。「官」も「職」も「ツカサ」と訓読したと考えられ、大宝令制以前の一般的な官司呼称でした（参考資料一）。

## ③ 物部五十戸人

〔兩筆〕

大家五十戸人 □□  
曰ト五十戸人 □□

※「五十戸」はサトを意味し、七世紀に見られる表記です（参考資料二）。物部五十戸・大家五十戸・曰ト五十戸は、後の尾張國愛智郡に同名のサトがあります。現在の名古屋市付近に相当する地域です。

## ④ (表) 乙丑年十二月三野国ム下評

(裏) 大山五十戸造ム下部知ツ

□人田部兒安

152-29-4 032 東西大溝

※乙丑年は天智天皇四年（六六年）。〔国一評—五十戸〕制を示す木簡としては最古の年紀を持つもので、全国的に作成された最初の戸籍である庚午年籍（六七〇年）より古い点が注目されます（参考資料三）。三野国ム下評大山五十戸（後の美濃國武芸郡大山郷にあるサト、現在の岐阜県富加町付近に相当）から納められた物品に付けられた荷札です。ム下部知ツという人物は五十戸造（サトノミヤツコ）、すなわちサトの代表者と考えられます。田部兒安は同じサトに居住していた人物です。なお、「ム下」という表記の例は、大宝二年（七〇二年）の美濃國戸籍に記される人名にも見られます。

## ⑤ (表) 辛巳年鴨評加毛五十戸

(裏) 矢田部米都御調卅五斤

161-21-4 032 南北大溝

※辛巳年は天武天皇一〇年（六八一年）。鴨評加毛五十戸（後の伊豆國賀茂郡賀茂郷にあるサト、現在の静岡県南伊豆町付近に相当）の矢田部米都という人物が納めた調に付けられた荷札です。調は古代の税目の一種です。御の字を付けて「ミツキ」と訓読したのでしよう。調の内容は、三十五斤という重さしか記されていませんが、カツオの可能性があります。

## ⑥ (表) 安評御上五十戸

(裏) 安直族麻斗二石

166-24-2 033 南北大溝

※甲申年は天武天皇一〇年（六八四年）。三野大野評は後の美濃國大野郡（現在の岐阜県揖斐郡東部）にあたります。堤野里は大野評にあつたサトですが、該当するサト名は伝わっていません。工人鳥という人物が納めた物品に付けられた荷札です。物品の内容は米か大豆の可能性があります。

## ⑦ (表) 甲申〔年カ〕三野大野評

(裏) 堤野里工人鳥六斗

189-27-7 032 池状遺構

参考資料II 地方行政区画名称の変遷

| 西暦 | 書紀年 | 干支    | 遺跡  | 記載内容     | サト表記         |     |
|----|-----|-------|-----|----------|--------------|-----|
| 1  | 663 | 天智2年  | 癸亥年 | 法隆寺幡銘    | *注<br>山部五十戸  | 五十戸 |
| 2  | 665 | 天智4年  | 乙丑年 | 石神遺跡(木簡) | 三野國大野郡阿木山五十戸 | 五十戸 |
| 3  | 677 | 天武6年  | 丁丑年 | 飛鳥池遺跡    | 三野國刀支幹惠奈五十戸  | 五十戸 |
| 4  | 677 | 天武6年  | 丁丑年 | 飛鳥池遺跡    | 三野國刀支幹惠奈五十戸  | 五十戸 |
| 5  | 681 | 天武10年 | 辛巳年 | 静岡県伊場遺跡  | 柴江五十戸        | 五十戸 |
| 6  | 681 | 天武10年 | 辛巳年 | 石神遺跡(木簡) | 鴨跡加毛五十戸      | 五十戸 |
| 7  | 683 | 天武12年 | 癸未年 | 藤原宮跡     | 三野大野郡阿瀬里     | 里   |
| 8  | 684 | 天武13年 | 甲申年 | 石神遺跡(木簡) | 三野大野郡阿瀬里     | 里   |
| 9  | 687 | 持統元年  | 丁亥年 | 飛鳥池遺跡    | 若狭小丹野木津部五十戸  | 五十戸 |
| 10 | 691 | 持統5年  | 辛卯年 | 藤原宮跡     | 尾治國知多評入見里    | 里   |
| 11 | 691 | 持統5年  | 辛卯年 | 静岡県伊場遺跡  | 新井里          | 里   |
| 12 | 694 | 持統8年  | 甲午年 | 藤原宮跡     | 知田評阿見里       | 里   |

※古代の地方行政区画は、「クニ=コホリ=サト」という構造になつておらず、大宝令施行(701年)以降は「国=郡=里」、それ以前は「国=評=里」もしくは「國=評=五十戸」と記されました。上の表で分かるように、サトにあたる表記は681年～683年頃を境に「五十戸」から「里」と変わっています。今回の調査で出土した木簡も同様の傾向を示します。ただし、一例のみ(9)ですがそれ以降にも「五十戸」表記の木簡が見られることから、全国一齊に表記変更があったのかどうかについては、検討の余地があるといえます。

\*注 法隆寺に所蔵されている帳(経長の旗)に墨で記された鉛文で、木簡ではない。

参考資料III 7世紀略年表

| 西暦 | 書紀年 | 出来事            | 内容  |
|----|-----|----------------|---|
| 1  | 645 | 大化元年 東國国司等への詔  | 東國・倭六県に対して造籍・授田を命じる                                   |
| 2  | 646 | 大化2年 改新の詔      | 部民制廃止、戸籍制度導入／新税制の導入(調など)/コホリの設置、五十戸単位のサト編成 等の施政方針が決まる |
| 3  | 664 | 天智3年 甲子の嘗      | 精霊族支配下の民を民部と家部(注)に分ける                                 |
| 4  | 667 | 天智6年 近江遷都      | 都が飛鳥から近江国の大津宮へ移る                                      |
| 5  | 670 | 天智9年 庚午年籍      | 全國規模にわたって作られた最初の戸籍                                    |
| 6  | 671 | 天智10年 冠位法度の施行  | 官制などを新たに整備する  |
| 7  | 672 | 天武元年 壬申の乱      | 大海人皇子が勝利、都が飛鳥に戻る                                      |
| 8  | 675 | 天武4年 部曲の廢止     | 664年に定められた民部・家部を廢止                                    |
| 9  | 681 | 天武10年 律令編纂開始の詔 | 律令の編纂が開始される   |
| 10 | 683 | 天武12年 菩薩國定の開始  | 官人・工匠等により諸國の境線を定めさせる                                  |
| 11 | 689 | 持統3年 飛鳥淨御原令の施行 | ただし律は未施行  |
| 12 | 690 | 持統4年 庚寅年籍      | 令に基づいて作られたものとしては初の戸籍                                  |

\*注 民部=諸豪族の支配下にあるが、国家に所属する民とされたもの 家部=諸豪族が私有する民

参考資料I 大宝令制定以前の官司名表記(木簡による)

|        |       |       |           |            |
|--------|-------|-------|-----------|------------|
| A「官」   | 鳴官    | 陶官    | 兵官        | 舍人官        |
|        | (園池司) | (萬匂司) | (兵部省)     | (左右大舍人寮など) |
| B「城」   | 園城    | 塞職    | 膳職        |            |
| C「司」   | (園池司) | (開司)  | (大膳職・内膳司) |            |
| D「その他」 | 園司    | 業司    | (園池司)     | (内業司・典業司)  |
|        | 伊都支官  |       | (高官・齊官寮)  |            |

( )内は該当する大宝令制定以後の表記(推定も含む)